

## 鳥取県下のシイラ漬漁業漁場図

松尾容孝\*

平成8年6月24日受付

## Fishing Ground Maps of *Shiira-zuke* Fishery in Tottori Prefecture

Yasutaka MATSUO

The aim of this paper is to show the characteristics and the changing process of *Shiira-zuke* fishery by using fishing ground maps in Tottori Prefecture. *Shiira* is the common dolphin, *Coryphaena hippurus* L. First, four maps in the Edo Era are explained. Through these maps, we find several characteristics; fishers checked their ground and orientation using the traditional way of mountain perspective (*Yama-tate*), many troubles occurred and disputes got tense among fishing villages in the latter part of the Edo Era, and so on. Second, the two maps kept by Tottori Prefectural Archives showing the full view of *Shiira-fishing* grounds in Tottori are compared. One is of the Meiji Era (ca. 1890s), the other of the Showa Era (ca. 1930-50s). This shows equipments of modern apparatus which changed the way of knowing a self-position. Also, we find fishing grounds were extended offshore. *Shiira-zuke* fishery contains some interesting issues from the viewpoint of cultural history. This paper is the first step to that subject.

### 研究史の整理と問題の所在

小論の目的は、今ではやや衰退の兆しにあるシイラ（鰐）漬漁業の特色と変遷の過程を、鳥取県下の漁場図の解説を通じて明らかにすることである。

シイラ漬漁業は沖合漁業の一種で、錘を結んだ竹束を浮かべた漬け木（漁礁）に集まるシイラを古くは釣り、のちには旋網で捕獲した。シイラは夏季に日本近海を北上するので、漬け木を浮かべる春から秋の間海面を専門的に利用する。海割制を敷くゆえんである。

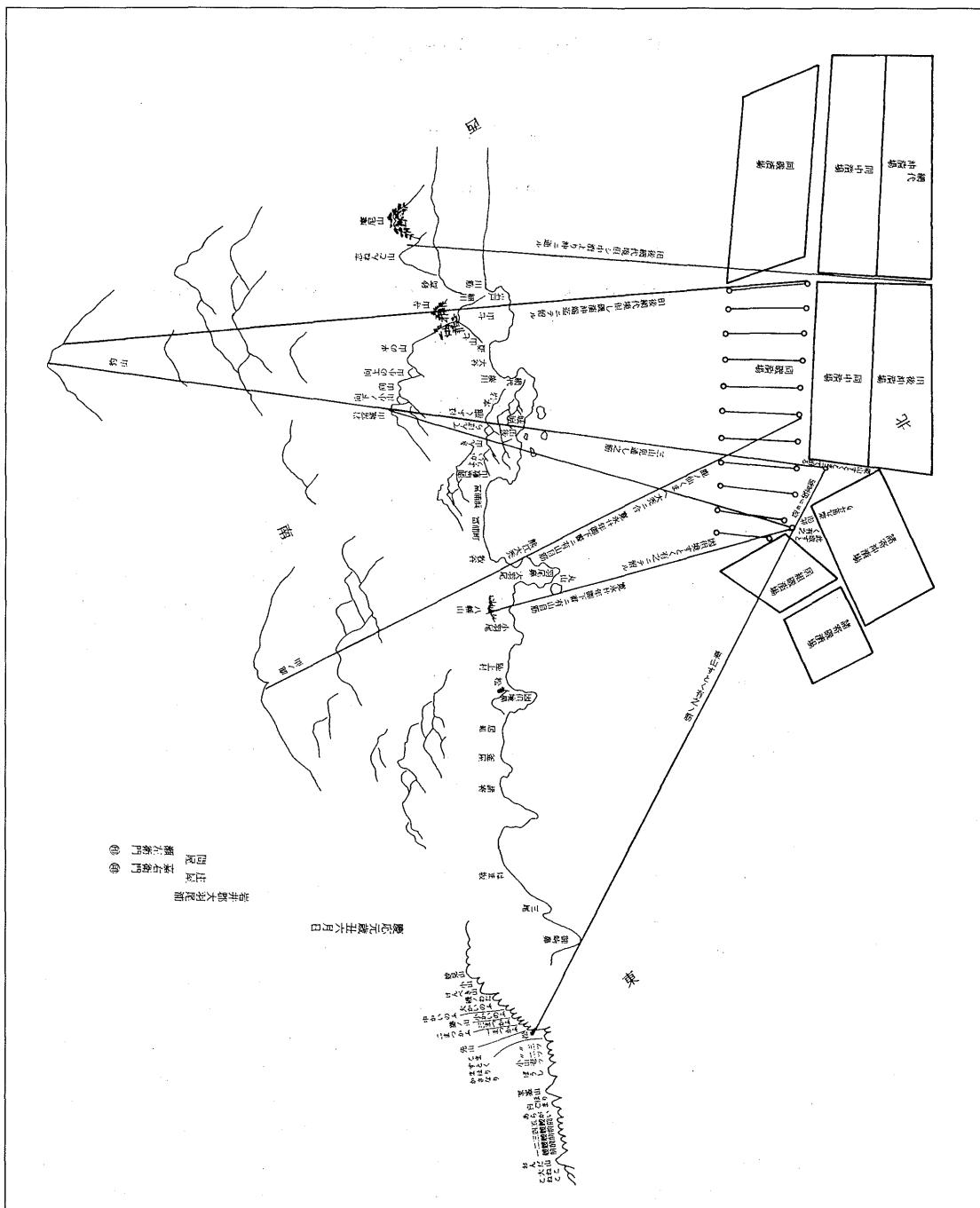
シイラ漬漁業に関する従来の研究としては、社会経済史、民俗学、生物・生態学からのものがある。さらに、水産庁による漁場利用形態調査・漁村調査の報告<sup>14,15,16</sup>

や、アチックミューゼアムの収集した水産資料類のなかに、シイラ漬漁業の事例が散見される。

社会経済史では、羽原又吉<sup>1,2)</sup>がシイラ漁と延縄漁を主に営む鳥取県岩美郡田後を例に、海割制を敷く漁村共同体の状況を在地資料『鰐漬萬覚帳』を用いて解説した。その上で、株数の固定化や旧株と新株の区別の発生による共同利用権の私有財産化、旋網の導入による漁獲力の増進や動力船化を通じて、個人主義化が共同体的漁村生活を凌駕したと結論づけた。また、田中一幸<sup>18)</sup>も、田後を例に、漁場を浦内部で実質的に占有する主体について検討した。そして、羽原等に依拠しつつ、占有主体および権利の推移を、①浦構員の平等の権利→②海割の成立による船頭中=生産用具を所有し運上を負担する構

\*鳥取大学農学部農林総合科学科生存環境科学講座

\*Department of Environmental Science, Faculty of Agriculture, Tottori University



第1図 慶応元年丑六月日 諸寄・居組・田後・網代ならびに大羽尾シイラ漁場境界図

注) 一行寺所蔵絵図をトレースした

成員への限定→③船数制限による利用件数=株数の固定化→④株の売買対象化と整理した。ともに、海割制を敷く漁村の共同体秩序とその解体過程の研究と総括できようが、株数の固定や特定漁民による船頭中の固定の資料確認がなされていない。

次に、広い意味での民俗学的研究は、漁具・漁法に関する解説と、それらも含めた具体的なシイラ漁の民俗学的研究とに大別できる。前者の例として、日本国内の漁具・漁法を集大成した解説書、『日本水産捕採誌』<sup>12)</sup>は、シイラ漁に関して釣、延縄、漬木の3漁法を解説している。同種の出版は勧業博覧会<sup>20)</sup>を嚆矢にその後も続き、鳥取県水産課でも沢一夫編<sup>13)</sup>がある。水産局（府）や各県水産課などによるこれらの解説は、今日的には、民具研究ないし物質民俗学の資料として位置づけうる。

後者の例として、市町村誌史類や郷土調査がある。鳥取県下では、『岩美町誌』<sup>7)</sup>『気高町誌』<sup>9)</sup>『泊村誌』<sup>19)</sup>田後史<sup>4,5,6)</sup>、酒ノ津史<sup>3)</sup>がシイラ漬漁業を対象に、漁期・漁労活動、漁場紛争、議定、漁場図等を紹介している。吉田政博<sup>21)</sup>は県下各地のシイラ漬漁業をはじめとする海境と漁場紛争に関して史料を掲載しつつ解説を加えている。また、田後・網代が石見国、夏泊が筑前国からの移入民であることがこれらの文献から知られ<sup>11)</sup>、シイラ漁との関連で興味深い。

第三に、生物・生態学的研究がある。これは、漁獲資源としてのシイラの資源量・生態・習性等を研究したもので、水産庁研究所や各県水産試験場において行われた。児島俊平<sup>10)</sup>はその代表例である。児島は、まず分布・回遊、繁殖・成長、食性の分析によって亜熱帯性回遊魚シイラの資源量と生態を、次いでシイラ漬漁業、シイラと漬木・浮遊物の関係の分析によってシイラの習性を、また海況や気象等と漁況との関係を分析した。その上で、生態・習性・漁況・漁法の各側面からみたシイラの資源としての安定性を結論づけた。シイラ漬漁業に関して、シイラの習性との関係やシイラの資源安定度への影響の視点から検討しているほか、県別漁獲高や漬木別漁獲高の検討、東インド諸島での同種漁法の存在の指摘、日本海区でシイラ漬漁業が盛んで太平洋南区では釣による漁獲が多いなど、参考になる記述が多い。

このほか、旧アチックミューザム資料（現水産庁中央研究所所蔵）に、島根県下および新潟県佐渡郡姫津のシイラ漬漁業漁場図ならびに文書資料があり、鳥取県以外にも広く日本海域で関連資料が存在する<sup>17,20)</sup>。これらの関連資料は免許漁業用申請書類として提出され、公的に保管してきた。しかし、従来、郷土調査に一部参照されるにとどまり、アチックミューザムでも、十分

な検討がなされてこなかったようである。

以上から、シイラの捕獲に3漁法があり、シイラ漬漁業は海外でも営まれ、日本では日本海側で主に行われてきたこと、漁場申請図面や漁場紛争関連資料が残存するが、資料分析は必ずしも十分でないこと、シイラ漬漁業はそれを営む漁村では漁労活動全体のうちで大きな比重を占めたこと、漁労活動が海割制や漬木など特色をもつかつ自然に適応した漁法であること、営む漁村が日本海側を中心に断続的に分布し、西方からの移入民漁村が多く含まれること、などが明らかとなった。

このような研究史の現状に照らせば、シイラ漬漁業の実態・変遷を図面や文書の分析により客観的に確認し、その上で、自然に適応した漁業と漁村の生態とその衰退を文化史的に解明する課題が浮かび上がってくる。本稿では、その目標にむけての一里塚として、漁場図面を中心に鳥取県下のシイラ漬漁業とその推移を具体的に明示してみたい。

#### 江戸時代のシイラ漬漁業漁場図

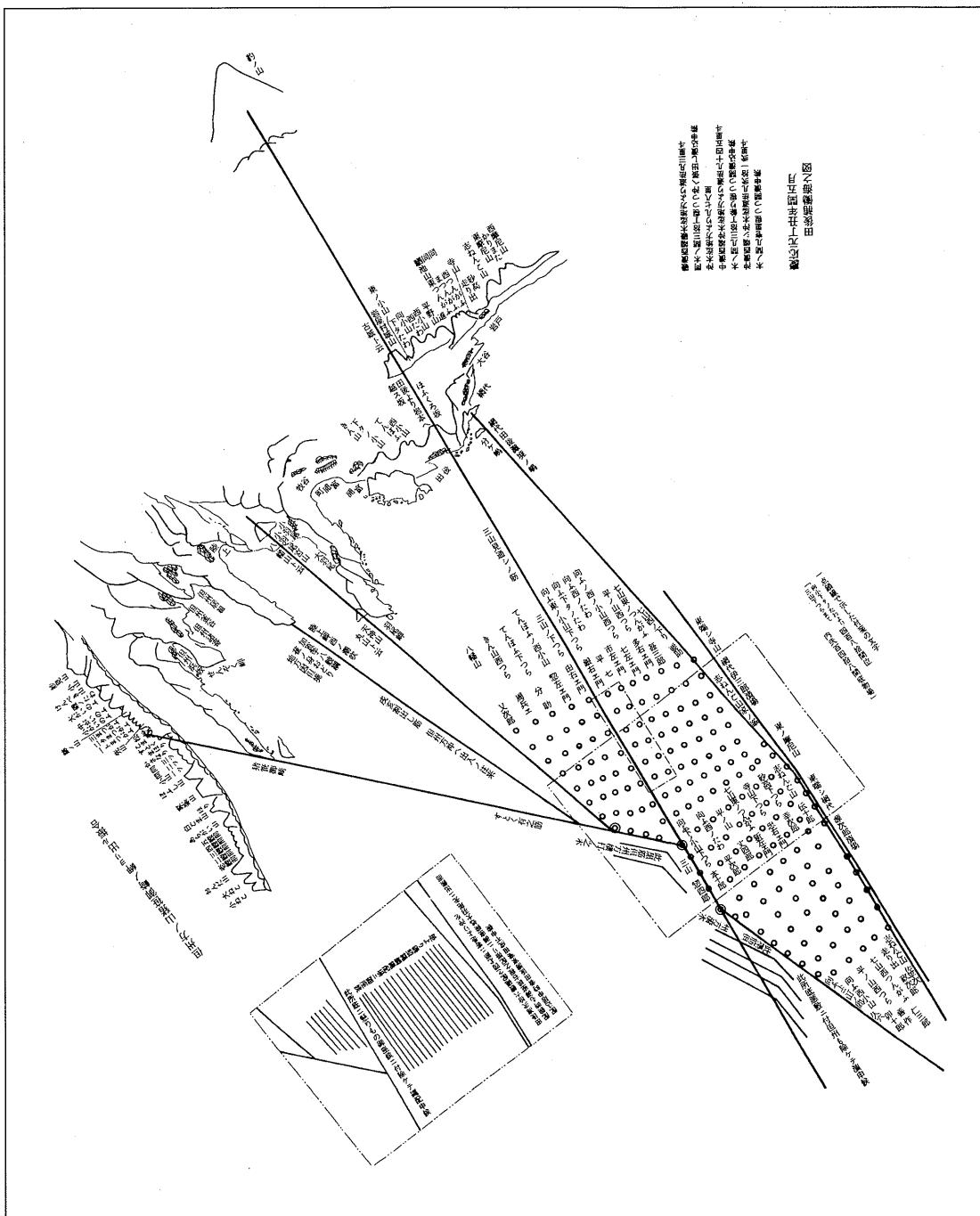
##### 1. 慶応元歳丑六月日の諸寄・居組・田後・網代ならびに大羽尾漁場境界図

各浦では、6月から10月の間漬木を設営する漁場区域の許可を得る必要から、江戸時代には、鳥取藩御船手組、明治期以後は鳥取県水産課に区域を図示した申請書類を提出した。絵図面とその控えは、それぞれ役所と地元に保管される。本章で扱う江戸時代の絵図4点は、旧御船手組資料であり、戦後鳥取市内の一行寺が所蔵するにいたったものである。

第1図には、慶応元（1865）年段階の因州田後、網代、但州居組、諸寄のシイラ漬漁業の漁場境界が明示されている。田後や網代の漁場は磯・中・沖の3区域からなっている。本図では特に、田後の磯漬場と隣接村の各漬場との境界に関する「山立て」の見通し線が注記とともに描かれている。山立ては、海岸近傍の鼻・山・島・集落等のランドマークと背後の山（すとく、八幡山、鹿ノ山、岩常城山、寺山、じねんご山），ときにはさらに背後の山（豹山）まで二重ないし三重に見通す。しかも本図では、東側4筋の磯漬場が「寛永廿(1643)年御下書ニ有山筋」と由緒をもちだして細区分されている。細区分の区域は田後磯漬場の一部であるが、第2図で確認できるごとく、大羽尾の漬場でもある。本図は大羽尾浦が作成しているので、大羽尾による磯漬申請ないし磯漬場の権利主張の図面と考えられる。

##### 2. 慶応元丁丑年閏五月「田後浦勧海之図」

第2図は、第1図と同年閏5月に田後浦でシイラ漁を



第2図 慶応元年丁丑年閏五月「田後浦働海之図」

注) 一行寺所蔵絵図をトレースした

営む船頭名と磯中沖の各人の漬場の山立て・漬場数である。第1図が村落間の境界図であるのに対して、本図は村内漁民による漁場割を示している。また、貼紙により、大羽尾漁民の優先的利用権の漁場を示し、大羽尾漁民が設営する場合田後漁民は稼業できない旨を明記している。

ところで、『岩美町誌』(pp544-546)と吉田<sup>21)</sup>によれば、文化3(1806)年の田後と居組諸寄の漁場紛争の際、大羽尾小羽尾両村が間に入り、池田光仲入邦にともなう寛永10(1933)年の国境見分時の裁許や宝永8(1711)年沖漬に関する裁許に則って、因但の海境が了解された。田後の独占的な海域利用に対して、4浦が権利拡大を図ったとみなせるが、了解しあった海境はまさに第1図の通りで、このときに磯漬は八幡山丸山線、中漬沖漬は亥亥割りとなったことがわかる。またあわせて、居組大羽尾が中漬沖漬を申請する場合は、但州の海域内で設営することを確認しており、磯漬に関しては大羽尾がすでに第1図第2図に示された区域の用益権を有していたこともわかる。

さらに、第2図には付箋があり磯漬場の一部に底物の漁場があることを示している。異種漁業の共存と解しておきたい。

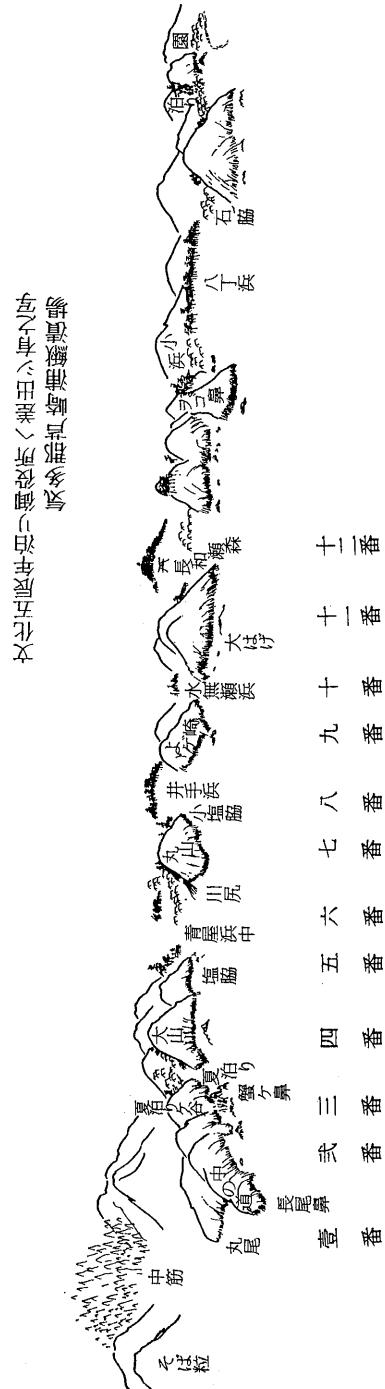
### 3. 文化五辰年泊り御役所へ差出シ有之写「気多郡芦崎浦鰯漬場」

第3図の芦崎浦鰯漬場は、一見芦崎村がシイラ漁を営む時の漬場12ラインと海岸近傍のランドマークを表しているように思える。しかし、第4図からも明らかのように、芦崎村はシイラ漁を営んでおらず、第3図の漬場は泊村が文化5(1808)年に御役所に申請した漬場と考えられる。申請された12ラインも、隣接村から漬場を侵害していると非難され、結局切り捨て等により10ラインに減じられたようである。

### 4. 「去辰年泊夏泊漬木打方之図」

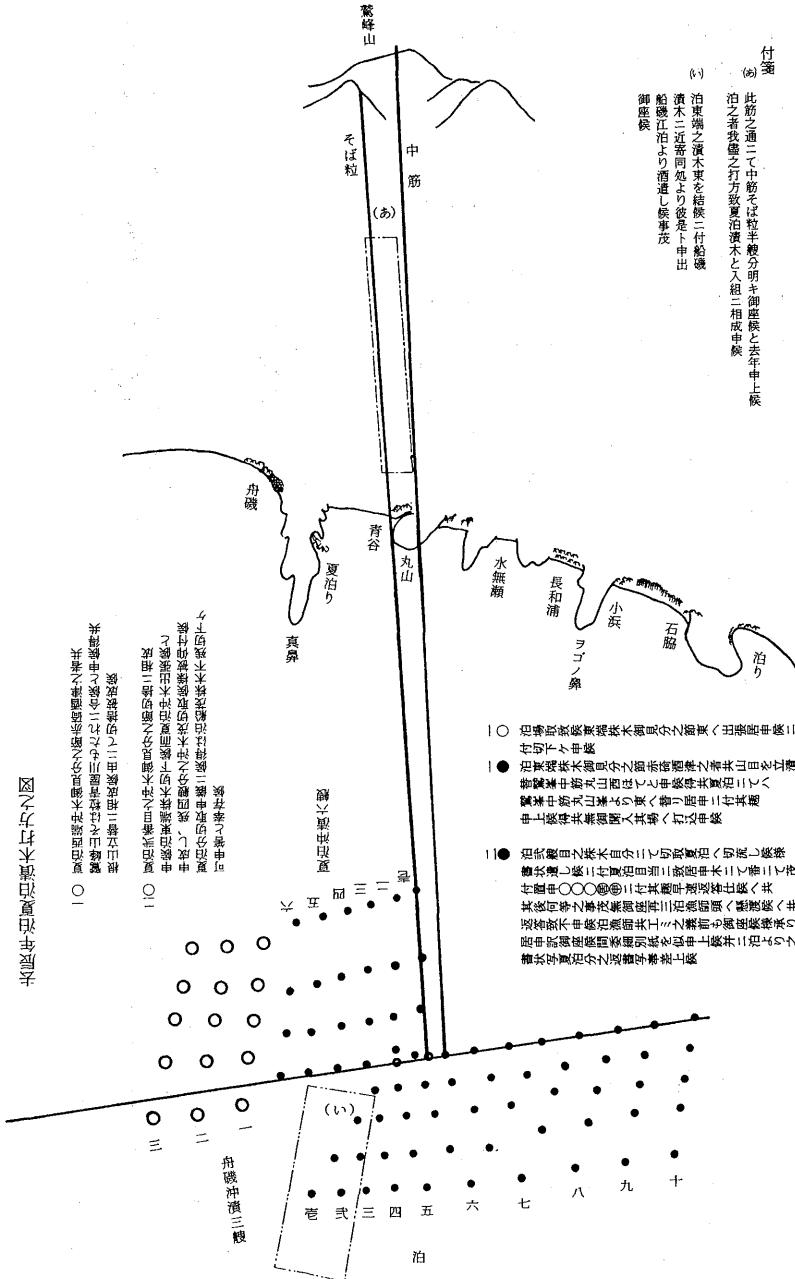
第4図は「去辰年」とあり、第3図と対になって一行寺に所蔵されていたので、文化5辰年の翌年かその近くに作成されたと思われる。図中の長文の注記や付箋は、文化5年の沖漬木打方をめぐる夏泊村と泊村との相論に関する夏泊の反論である。夏泊村の沖漬木が泊村の沖漬場に入り込んでいるので切るように御見分で仰せつけられたのに対し、泊村の非を論じている。明治期の漁場図である第5図と比較すると、夏泊が周辺の漁村に圧倒され、漁場区域と漬木をその後縮小されたことがわかる。

以上、4点のシイラ漁場図を示した。漁場をめぐる争いや漁場の確認など、江戸時代後期の海割をめぐる緊張と海境の尖鋭化がそこに読みとれる。



第3図 文化五辰年気多郡芦崎浦鰯漬場

注) 一行寺所蔵。シイラは「鱈」だが大半の資料は「鱈」を用いている。漁期の実態に影響されて「署」ではなく「秋」が用いられるに至ったと推測される。



第4図 去辰年泊夏泊漬木打方之図

注) 一行寺所蔵絵図をトレースした

第1表 鳥取県立公文書館所蔵シイラ漬漁業関係資料

年月日	タイトルその作成主体	資料番号	備考
明29.6.13	鳥取県沖漁業絵図 山陰沖漁業組合長	2-7,293(2)	沖漁業とはシイラのこと
明34	シイラ漬木山月割シイラ漁船廿一艘 赤崎漁協	同(6)	シイラ漁場並に漬木略図 袋入
明35	免許漁業漁場図正本縦 縦島 愛媛県	同(3)	魚種・漁業権者一覧。135-142田後～御来屋のシイラ漁
明42.12	(仮)田後、網代、大羽尾3漁協のシイラ漁免許	同(6)	
明44	漁業登録令施行以来漁場図綴込帳第一冊 鳥取県	同(1)	「特別」区分がシイラ漬漁業。179-181
大4.10	シイラ漬漁業網代村田後村大岩漁場連絡図	同(6)	3漁協申請の新漁場への免許交付
昭6	免許漁業漁場図	同(6)	各漁協提出のシイラ漬漁業の漁場図を含む
昭27.4.14	海共第39号酒津漁場見取図 鳥取県	同(5)	シイラ漬漁業は10年間で更新
昭30.5.31	漁業許可一覧表 漁政係	同(1)	鳥取県下の組合と組合員の許可漁業種類の一覧表
年欠(以下同)	漁場図	同(4)	1枚もの。1/50万のシイラ漬漁業海区連絡図
	シイラ漬漁場図	同(5)	山見・漬木間隔のわかる各漁場の図面と見取図
	因但漁場図	同(5)	袋入
	(仮)赤崎町シイラ漁場並に漬木略図	同(6)	
	シイラ漬漁場図	同(6)	沖中磯の区域を表示
	慣行専用漁業漁場図	同(6)	各種漁場のカラー図示
	漁場図綴込帖第4冊海面共同漁業権 鳥取県	同(2)	シイラ漬漁業権者の各漁場区域図。漬木ラインを図示
	シイラ漬 大岩村	同(6)	袋入
	特別漁業権第8種漁業シイラ漬連絡図	同(5)	1/35万での鳥取県下のシイラ漬漁業の一覧図
	専用漁業権漁場連絡図	同(5)	
	(シイラ漬) 漁場連絡図	同(4)	1枚もの、県下全域のシイラ漬漁場の彩色地図
	漁場山見見通図	同(4)	山見の目印・ランドマークとその名称や距離等の村別図示

注) 鳥取県立公文書館所蔵『漁業権漁場図』資料中のシイラ漬漁業関係分を抜き出した。

### 鳥取県立公文書館所蔵の明治時代以後のシイラ関係資料と漁場図

#### 1. 資料所在状況

明治期以後の漁場図面等の資料は、近年の申請書類を除いて、明治22年以降のものが、『漁業権漁場図』(1)～(6)として、鳥取県立公文書館に保管されている。このうち、シイラ漬漁業関係分を第1表にまとめた。ここでは、県下のシイラ漬漁業を総観するのに有効な資料と、明治期以後の変化を端的に示す資料を紹介したい。

#### 2. 新旧の漁場連絡図

第5図は、鳥取県下でシイラ漬漁業を営む全漁村の漁場を一枚にまとめて図示したものである。年欠資料であるが、記載内容から明治中後期の状況とみなされる。図中の黒点は漬木、破線は山立て線である。原図には山立てに関する詳細な注記と線描があるが、トレース図では代表的な山立て線に限定した。田後、網代、酒津、舟磯、夏泊、泊、赤崎、御来屋が漁業権をもっており、田後と網代は漁場を磯・中・沖に3区分し、酒津から泊までは灘・沖に2区分し、赤崎と御来屋は特に区分していない。外周とその隅(角)とともに沖中磯などの区分地点の山立て、沖中磯などの各漁場の東西距離南北距離が明示され、見通し用の山も漁場の位置に応じて徐々に異なっていく。赤崎と御来屋の漁場が一部重なっているが、赤崎

が山立てを上蒜山から鳥ヶ山に訂正して重複が解消されたことが、別の図面から確認できた。

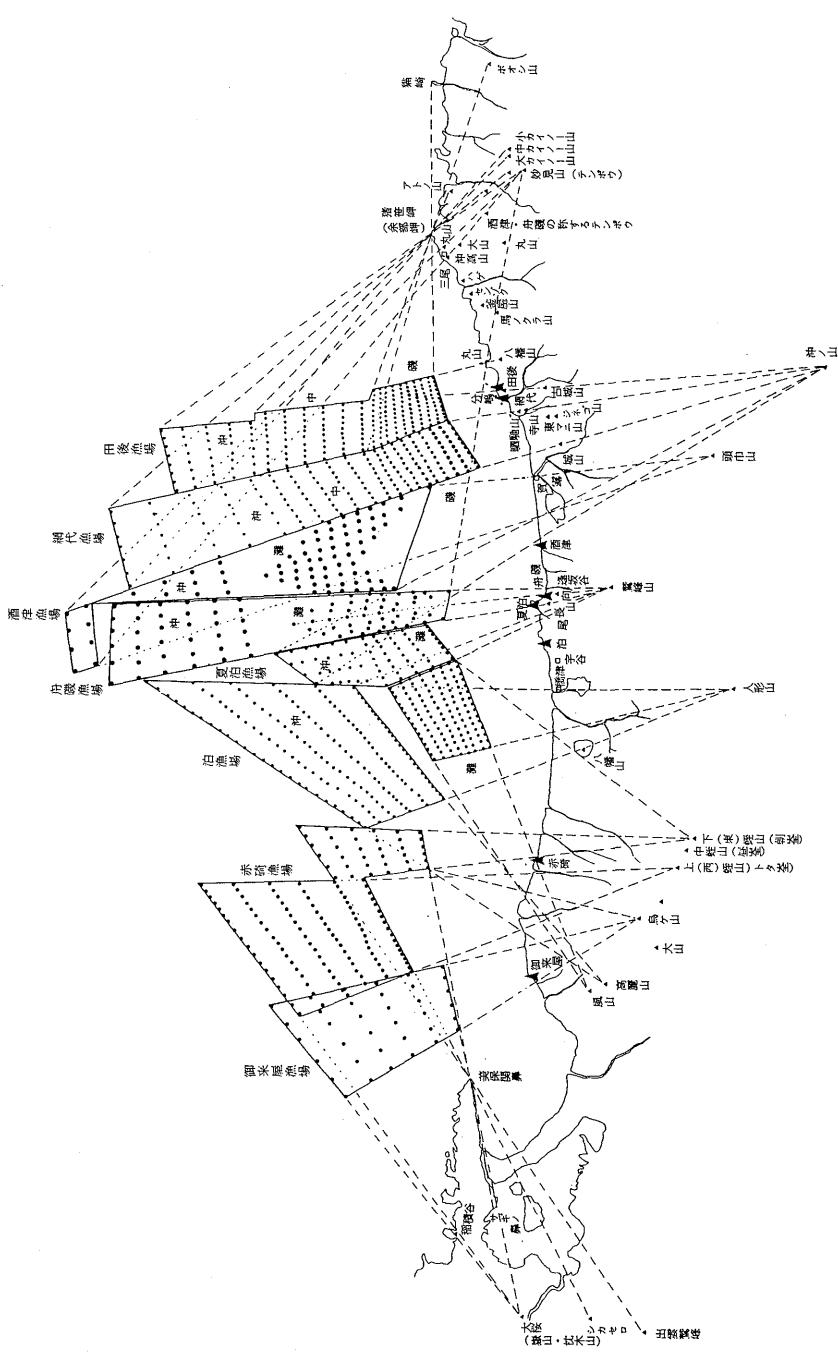
江戸時代の漁場図と比較すると、艘数と漬木数は第2表のごとく変化している。隣接漁場と境界を接するので、東西方向への艘数の増減は、相論等で各浦の盛衰が反映した場合以外は困難と推測される。増加した田後と減少した夏泊があるが、上の可能性を指摘しておきたい。一方、沖漬木の増加は広くみられるが、沖合への漁場拡大により達成されたと推測される。

以上、江戸時代と明治時代とを比較した。次に、明治時代中後期以降に生じた変化について検討しよう。

第6図は、年欠ながら昭和期の漁場連絡図とみなせる。図中に「倉吉町」とあるので、昭和28年以前であろう。第5図と比較して、大きな相違点は、漁場境界が水深と度方位によって表示されている点である。既に各漁船に水深測器と羅針盤が設備されていたのであろう。従来の山立てでは依然漁師の知恵にあったであろうが、やがて世代交代とともに、その首座をゆづるのである。

#### 3. 沖合への新漁場の出願図

明治期以後における変化として、沖合への漬木数の増加つまり漁場の拡大の可能性を上で指摘した。ここでは、田後、網代、大岩の沖合への新漁場の出願と許可を紹介しよう。大正初期に3村の漁業組合は沖合に新たにシイラ漬漁場を県に出願した。出願は各組合ごとであるが、

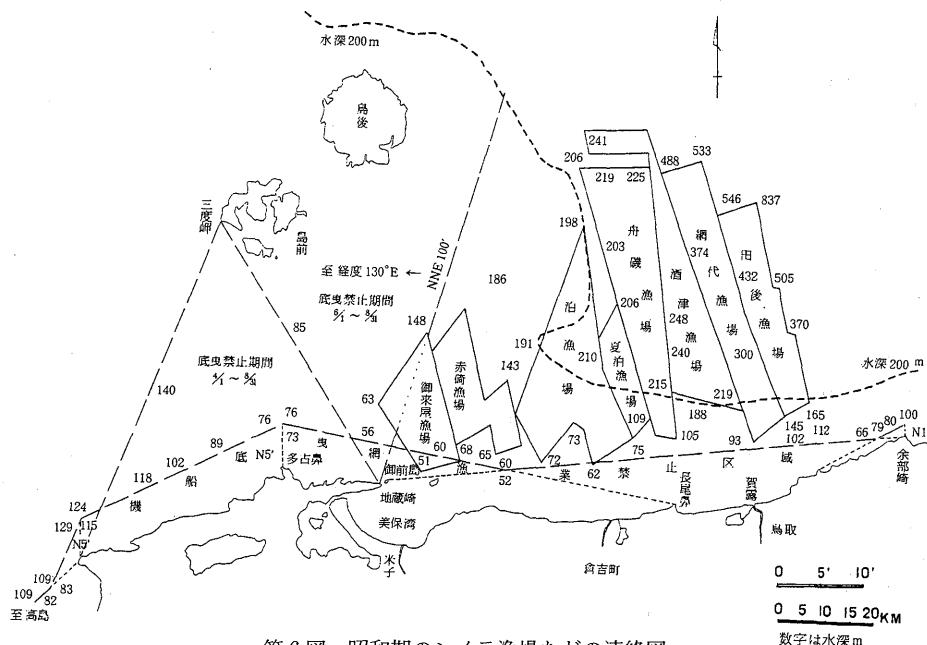


第5図 鳥取県下のシイラ漁場連絡図

注) 鳥取県立公文書館所蔵資料『漁業権漁場図』(資料番号2-7, 293(4))をトレース作図した

第2表 江戸期と明治期のシイラ漬漁業の艘数と漬木数

浦名	江戸時代(艘×木)				明治時代(艘×木)				備考
	計	磯	中	沖	計	磯	中	沖	
		灘				灘			
田後	174	12×8	8×6	6×5	220	12×10	10×6	8×5	第2図
網代					185	10×9	10×6	7×5	
酒津					81	9×7		18(4×6の変形)	
舟磯		(3)×5			85	7×7		6×6	第4図
夏泊		6×4			64	8×5		4×6	第4図
泊		(10or12)×5			276	14(15)×8		26×6	第4図
赤崎					144			24×6	
御来屋					36			6×6	



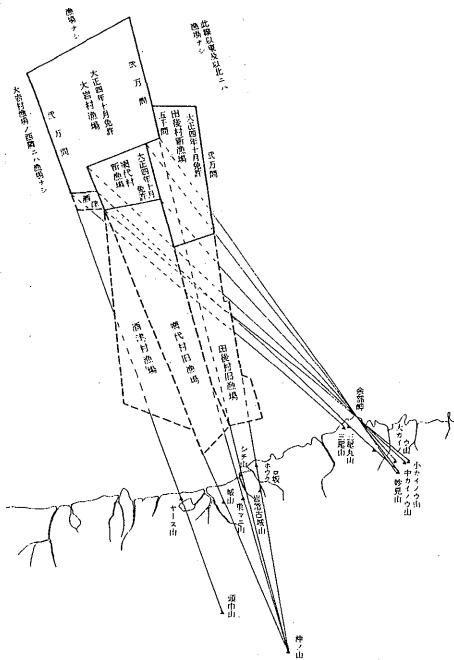
第6図 昭和期のシイラ漁場などの連絡図

その区域から、3村が話し合いの上で提出したことがわかる。田後漁協にはほぼ同じ図面が保管されており、大正3年6月28日の日付がある。これらの出願は、翌大正4年に許可された。第7図はその折りに作成された3漁村の新しい漁場連絡図である。大岩が独自の漁場を得たこと、図面の文字注記に従えば沖合へ2万間延長したことなどがわかる。従来からの磯漬場と中漬場の一部に鱗縄鰯縄底ものの漁場が重複すること、江戸時代以来田後磯漬場の一部に大岩の用益権がある状況などが、実質的に3村が共同提案した背景にあると推測される。また、沖合への長距離の申請は、動力化をはじめとする漁具漁法の近

代化に裏打ちされていた。第7図には、新漁場の周辺に他村の漁場のないことも注記されている。漁具等の近代化に伴い他の組合からの新漁場出願の可能性も大いに考えられるから、3村が他に先んじて実施獲得したといえよう。特に大岩村漁場は、酒津村漁場の北側に設定されており、酒津の漁場拡大を困難にするものである。

#### 今後の課題

本稿では、江戸期から昭和期にいたるシイラ漬漁業漁場図を紹介し、各時期の特色と変化過程について若干の考察を行った。



第7図 田後、網代、大岩3漁村の新シイラ漁場（大正4年許可）

しかしながら、シイラ漁が各漁村において果たしてきた役割、あるいは鳥取県下さらには山陰海岸の漁村のなかで、シイラ漁を営む漁村が一部にとどまるのはなぜなのかといった問題には全く触れていない。

冒頭でも記したように、本テーマに対する筆者の最終的な関心は、自然に適応したシイラ漬漁業により生産・生活を営む漁村と漁民の生態を文化史的に明示することにある。小論はいまだその端緒にすぎず、研究史の整理と資料紹介にとどまった。残された課題は多いが、いずれ他日を期すことにしたい。

## 謝辭

資料の閲覧・撮影や文献の収集に関して、一行寺、神奈川大学日本常民文化研究所、島根県水産試験場、水産庁中央水産研究所、田後漁業協同組合、田中一幸氏、鳥取県水産課、鳥取県立公文書館のお世話になった。絵図の難読部分に関して、同僚池内敏氏（日本近世史）の教示をうけた。記して謝意を表する。

## 参 考 文 献